

自己資本の状況

※信用リスクの算出については、標準的手法を採用しているため、内部格付手法に関する記載は省略しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

■自己資本調達手段の概要

自己資本については、普通株式860,000株により資本調達を行っております。

■銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2015年3月31日現在の資本金は372億50百万円、資本準備金は46億26百万円となっております。

「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号、以下「自己資本比率告示」という。)」に基づいて算出した自己資本比率は、39.01%と十分な水準を確保しております。

自己資本比率の算出にあたり、信用リスクについては標準的手法、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法を採用しております。

また、当社では自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク区分毎に評価したリスクを総体的に捉え、当社の経営体力(自己資本)と比較・対照することによる自己管理型のリスク管理を行っており、総合的な観点から自己資本の確保を図っております。

■信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

取締役会において定めた当社の与信に関する普遍的な基本方針「クレジットポリシー」に従い、信用リスク管理体制を社内規程に定め、適切な信用リスクのコントロールに努めております。

また、資産の健全性を確保し、資産内容を客観的に反映した正確な財務諸表の作成及び適切な償却引当を行うため、取締役会において自己査定及び償却引当の規程を定めております。

各部門から独立した監査部が、信用リスク管理状況等につき定期的に監査を行い、与信業務のけん制を行うとともに、取締役会等に監査結果の報告を行います。

2. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の5社となっております。なお、複数の適格格付機関が格付を付与している場合は、その格付に対応するリスク・ウェイトのうち、2番目に小さいリスク・ウェイトを適用しております。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

いずれのエクスポージャーも上記5社の適格格付機関を使用しております。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社は、リスク管理の観点から、取引相手の信用リスクを削減するため、担保・保証等による保全を行っております。

2015年3月31日現在においては、自己資本比率告示における信用リスク削減手法の対象となる債権は該当ありません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針、リスク特性の概要、自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要
当社は投資家として証券化エクスポージャーを保有する方針としております。証券化エクスポージャー商品のリスク管理については、額面ベースでの投資額許容量上限を設定(必要に応じて個別銘柄毎の投資上限も設定する)し、日次でその遵守状況を管理しております。また、その他に保有する有価証券等の資産と合算したポジション極度による管理も行っております。リスクモニタリングは、フロント・ミドル・バックオフィスの組織的な分離を行った上で、業務部門から独立したミドルセクションにおいて実施する体制としております。モニタリング結果は日次で社内報告するとともに、定期的にALM委員会や取締役会にも報告し、実効性の高い相互けん制機能を確保しております。
なお、2015年3月31日現在で証券化エクスポージャーは保有しておりません。
2. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
信用リスク削減を目的とした証券化取引を行う方針はなく、該当ありません。
3. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
標準的手法
4. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類および当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
該当ありません。
5. 当社の子法人等および関連法人等のうち、当社が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。
6. 証券化取引に関する会計方針
当社は投資家として証券化エクスポージャーを保有する際は、金融商品会計基準等に従い、適切に会計処理を行います。
7. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の5社となっております。
なお、複数の適格格付機関が格付を付与している場合は、その格付に対応するリスク・ウェイトのうち、2番目に小さいリスク・ウェイトを適用しております。
8. 内部評価方式を用いている場合には、その概要
内部評価方式を用いていないため、該当ありません。
9. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
該当ありません。

■マーケット・リスクに関する事項

当社は自己資本比率告示第39条に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 基本的な考え方

当社では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスク」と定義し、オペレーショナル・リスクの認識・評価・コントロール・モニタリングを効果的に実行しうるフレームワークを整備すること、リスクの顕在化に備えた事故処理体制・緊急時体制を整備すること等を基本方針として、オペレーショナル・リスク管理の向上に取り組んでおります。

(2) オペレーショナル・リスク管理体制

オペレーショナル・リスクの認識・評価・コントロール・モニタリングを効果的に実行するため、当社ではリスク管理部をオペレーショナル・リスクの管理統括部署と定め、事務リスク・システムリスクなどそれぞれのオペレーショナル・リスクを所管する部署とともに、オペレーショナル・リスクを管理する体制としております。また、当社の横断的な意思決定機関であるリスク管理委員会において、定期的にリスク削減策の協議を行う等、より実効性の高い体制を構築しております。

なお具体的には、①各リスク所管部署において、内部損失・外部損失・業務環境要因等に関するデータ収集・分析を行い、そのデータを利用し当社で生じうるオペレーショナル・リスクを認識し評価する、②リスク管理部において、各リスク所管部署の評価を検証し、リスク管理委員会へ検証結果およびリスク削減計画の報告を行う、③リスク管理委員会において、特にリスクの高いオペレーショナル・リスクシナリオに対するリスク削減策の協議を行う、等の手続を実施しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法

■銀行勘定における銀行法施行令第四条第四項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

■銀行勘定における金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における金利リスク管理については、金利リスク管理の対象となる資産・負債を特定したうえで、そのポートフォリオから生じる現在価値変動額に対してリスク量上限を設定し、日次でその遵守状況を管理しております。また、定期的にイールドカーブの形状変化（フラットニングやスティーピング）に対する現在価値変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしております。リスクモニタリングにあたっては、フロント・ミドル・バックオフィスの組織的な分離を行った上で、業務部門から独立したミドルセクションにおいて実施する体制としております。モニタリング結果は日次で社内報告を行うとともに、定期的にALM委員会や取締役会にも報告し、実効性の高い相互けん制機能を確保しております。

2. 当社が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量算定のために以下の前提をおいております。

① コア預金

流動性預金残高のヒストリカルデータを基にコア預金設定額を推計し、満期を2.5年（推計された金額を1ヶ月から60ヶ月まで均等分割）として設定しております。

② 金利リスク量算定の金利ショック幅シナリオ

保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1または99パーセンタイル値を使用しております。

■自己資本の構成及び充実に関する事項

(金額単位:百万円)

項目	平成26年3月31日現在		平成27年3月31日現在	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	53,512		55,335	
うち、資本金及び資本剰余金の額	41,876		41,876	
うち、利益剰余金の額	11,635		13,458	
うち、自己株式の額(△)	—		—	
うち、社外流出予定額(△)	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—		0	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—		0	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 53,512		55,335	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	6,129	1,327	5,309
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	6,129	1,327	5,309
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに 関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに 関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		1,327	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	53,512		54,008	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	130,801		114,675	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	6,129		5,309	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	6,129		5,309	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,559		23,753	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	154,361		138,429	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	34.66%		39.01%	

(注)1.信用リスクについては、すべてのエクスポージャーに標準的手法を採用しております。

2.マーケット・リスクについては、自己資本比率告示第39条に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

3.オペレーショナル・リスクについては、基礎的手法を採用しております。

■所要自己資本の額

	(金額単位:百万円)	
	平成26年3月31日現在	平成27年3月31日現在
信用リスクに対する所要自己資本額	5,232	4,587
標準的手法が適用されるポートフォリオ	5,232	4,587
証券化エクスポージャー	—	—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	942	950
単体総所要自己資本額	6,174	5,537

(注)1.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーは該当ありません。

2.マーケット・リスクに対する所要自己資本額は、自己資本比率告示第39条に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

3.オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額は、基礎的手法によるものです。

■信用リスクに関する事項

種類、地域及び業種別エクスポージャーの期末残高

(金額単位:百万円)

	平成26年3月31日現在				平成27年3月31日現在				
	貸出金等	債券	その他	合計	貸出金等	債券	その他	合計	
国内	製造業	—	—	0	0	—	—	0	0
	農業、林業、漁業、鉱業	—	408	0	408	—	402	0	402
	運輸、情報通信、公益事業	—	87,947	148	88,096	—	64,626	111	64,737
	卸売・小売業	—	—	2	2	—	—	0	0
	金融・保険業	41,447	179,713	48,884	270,045	11,016	137,709	48,924	197,649
	不動産業、物品賃貸業	—	26,203	8,648	34,851	—	11,530	13,838	25,368
	各種サービス業	—	20,767	256	21,023	—	13,890	426	14,316
	地方公共団体	—	36,205	52	36,258	—	59,988	87	60,076
	その他	34,381	91,236	78,461	204,078	42,204	40,809	205,498	288,513
	小計	75,828	442,481	136,454	654,764	53,221	328,956	268,886	651,064
海外	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	75,828	442,481	136,454	654,764	53,221	328,956	268,886	651,064	

(注) 1.種類別内訳のその他には、法人向けの未収手数料、投資信託、ATM仮払金、固定資産等が含まれております。

2.貸出金等には、貸出金、オフ・バランス資産が含まれております。

3.海外は該当ないため、内訳の記載を省略しております。

種類及び残存期間別エクスポージャーの期末残高

(金額単位:百万円)

	平成26年3月31日現在				平成27年3月31日現在			
	貸出金等	債券	その他	合計	貸出金等	債券	その他	合計
1年以下	41,489	127,357	50,179	219,026	11,109	78,758	55,867	145,735
1年超3年以下	212	157,772	—	157,984	252	100,012	—	100,265
3年超5年以下	227	89,795	—	90,022	305	68,886	—	69,191
5年超7年以下	162	21,048	—	21,210	202	27,609	—	27,811
7年超	—	46,507	—	46,507	—	53,689	—	53,689
期間の定めのないもの	33,737	—	86,274	120,012	41,352	—	213,019	254,371
合計	75,828	442,481	136,454	654,764	53,221	328,956	268,886	651,064

(注) 1.種類別内訳のその他には、法人向けの未収手数料、投資信託、ATM仮払金、固定資産等が含まれております。

2.貸出金等には、貸出金、オフ・バランス資産が含まれております。

三月以上延滞エクスポージャーの地域及び業種別期末残高

(金額単位:百万円)

		平成26年3月31日現在	平成27年3月31日現在
国内	個人	113	163
	小計	113	163
海外		—	—
合計		113	163

(注) 1.個人以外は該当ないため記載を省略しております。

2.海外は該当ないため、内訳の記載を省略しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の地域及び業種別期末残高及び期中の増減額

(金額単位:百万円)

	平成26年3月31日現在		平成27年3月31日現在		
		増減		増減	
国内	一般貸倒引当金	—	—	0	0
	個別貸倒引当金	—	△30	0	0
	個人	—	△30	0	0
	小計	—	△30	0	0
海外	—	—	—	—	—
合計	—	△30	0	0	0

(注)1.特定海外債権引当勘定は、該当ありません。

2.海外は該当ないため、内訳の記載を省略しております。

業種別の貸出金償却の額

該当ありません。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー残高

(金額単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	平成26年3月31日現在		平成27年3月31日現在	
	エクスポージャー 残高	うち格付を適用 している残高	エクスポージャー 残高	うち格付を適用 している残高
0%	185,809	185,809	284,695	284,695
10%	185,687	—	146,942	—
20%	205,368	205,368	136,382	136,382
50%	363	363	369	369
75%	34,443	—	42,200	—
100%	34,498	2,417	32,578	4,053
150%	1,641	1,527	164	1
250%	821	—	1,093	—
その他	6,129	—	6,637	—
合計	654,764	395,486	651,064	425,502

(注)1.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

2.エクスポージャー残高のうち、オフ・バランス資産は、与信相当額を記載しております。

■信用リスク削減手法に関する事項

該当ありません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

1.銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

2.銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■マーケット・リスクに関する事項

当社は自己資本比率告示第39条に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■信用リスクアセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

■銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(金額単位:百万円)

対象通貨	損益額	
	平成26年3月31日現在	平成27年3月31日現在
日本円	△576	△868

■報酬等に関する開示事項

1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員および従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で「当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当社の対象役員以外の役員および従業員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社の基準額以上の報酬等を受ける者であります。当社では、基準額を2千万円に設定しております。当該基準額は、当社の過去3年間における役員報酬額の平均をもとに、役員員の雇用形態を勘案した調整を加えて設定しております。

(イ) 「当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社の業務運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 「対象役員」の報酬等の決定について

当社では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しております。取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 「対象役員」の報酬等に関する方針について

役員の報酬等は基本報酬で構成され、役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案して決定しております。

(2) 「対象役員」の報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

取締役会は、当期の役員報酬の支払総額について、当期の利益水準や内部留保の状況と比較した結果、自己資本比率に重大な影響を与えないことを確認しております。

3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

役員報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) (金額単位:百万円)

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の内訳	
			基本報酬	退職慰労金
対象役員	9人	86	85	0

(注) 株式報酬型ストックオプション、賞与は、該当ありません。

5. 当社の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。